

紀宝町建築物耐震改修促進計画

[第三次計画]

令和8年3月

紀 宝 町

第1章 はじめに

1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	4

第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等	5
(1) 計画の目的	5
(2) 対象区域、計画期間、対象建築物	5
2 想定される地震と被害の状況	10
(1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性	10
(2) 想定される地震	10
(3) 想定される建物被害	10
3 建築物の耐震化の現状	11
(1) 住宅の耐震化の状況	11
(2) 特定の建築物の耐震化の状況	15

第3章 計画の方針

1 計画の基本方針	16
2 基本的な取組方針	16
(1) 建物所有者の主体的な取組	16
(2) 町の支援	16
(3) 関係者との連携	16
3 計画の目標	17
(1) 住宅の耐震化の目標	17
(2) 特定の建築物の耐震化の目標	18

第4章 建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化	19
(1) 木造住宅の耐震化の支援	19
(2) 住宅の耐震化の促進	19
(3) 計画的な耐震化の推進	21
2 建築物の耐震化	21
(1) 建築物の耐震化の支援	21
(2) 建築物の耐震化の促進	21
(3) 計画的な耐震化の推進	21
(4) 多様な主体との連携	21
3 まちの安全対策	22
(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策	22
(2) 耐震化の促進のための普及啓発	24
4 その他建築物の地震に対する安全対策	25

参考資料

紀宝町が実施している補助事業等	27
-----------------	----

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者が6,400人を超え、そのうち約8割の人の死因は住宅の倒壊等によるものでした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56（1981）年5月31日以前）の建築物に集中し、それらが集積しているような地域では、建築物の倒壊が道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、その後も平成16（2004）年の新潟中越地震、平成17（2005）年の福岡県西方沖地震と大地震が続き、特に平成23（2011）年の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。

直近でも、平成28（2016）年には熊本地震、平成30（2018）年には大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、令和6（2024）年には能登半島地震など大地震のたびに大きな被害が発生しており、これまで取り組んできた耐震化の効果は一定程度認められるものの耐震化は道半ばであり、南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから、建築物の耐震化への姿勢を緩めることはできない状況です。

地震による被害も、窓ガラスや外壁等の落下、大規模空間における天井材の脱落などいわゆる非構造部材の落下によるもの、地震によるエレベーターでの閉じ込め、ブロック塀の倒壊、さらには長周期地震動への対策など、建築物における耐震化への取組は多岐にわたります。

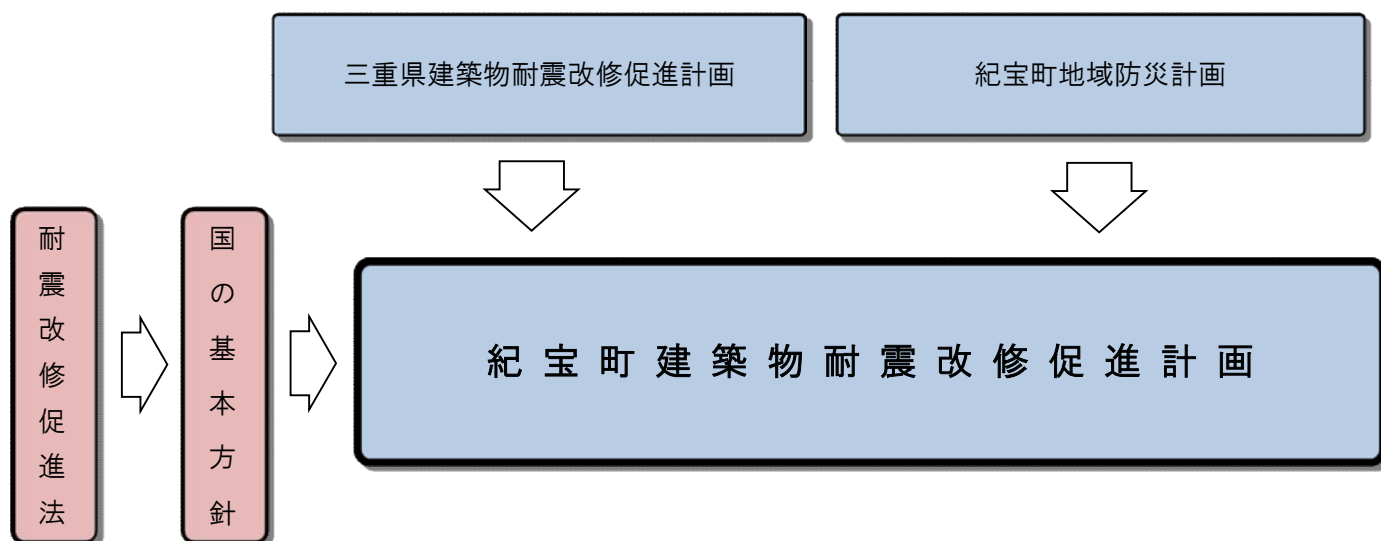
このような背景のもと、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて、平成20年度から「紀宝町耐震改修促進計画」（以下「当初計画」という。）を、平成28年度から「紀宝町建築物耐震改修促進計画（第一次計画）」を、令和3年度から「紀宝町建築物耐震改修促進計画（第二次計画）」を策定し、町内の建築物の耐震診断および耐震改修を促進してきました。

引き続き、建築物に対する指導の強化や耐震診断・耐震改修に係る支援策の拡充を図り、計画的かつ緊急な耐震化を推進するために「紀宝町建築物耐震改修促進計画（第三次計画）」（以下「本計画」という。）を策定し、町民の皆様の生命、身体そして財産を守るため、建築物に対する安全性の向上を図っていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「三重県建築物耐震改修促進計画（以下「県耐促計画」という。）」、「紀宝町地域防災計画」を上位計画として、耐震改修促進法に基づき、本町における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

■紀宝町耐震改修促進計画の位置づけ



第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針を示し、その目標を定めるとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、建物所有者、県、町及び関係団体などそれぞれの主体が施策に取り組むことにより、町内における地震による建築物の被害を軽減し、町民の皆様の生命、身体そして財産を守ることを目的としています。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

① 対象区域

本計画の対象区域は、紀宝町全域とします。

② 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とします。

③ 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前(※1)に建築された住宅及び特定の建築物(※2)を対象に耐震化を図ります。

※1 昭和56年5月31日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

※2 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第14条)及び要安全確認計画記載建築物(同法第7条)をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物(同法附則第3条)も含まれます(表2-1)。

【用語の解説】

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条各号、表2-1（ア））

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物（以下、既存耐震不適格建築物という。）であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

- ① 多数の者が利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。
- ③ その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（避難路沿道建築物）
（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。

■要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項各号、表2-1（イ））

以下の既存耐震不適格建築物（要安全確認計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）であって、政令で定める規模以上のもの。

- ① 不特定かつ多数の者が利用する建築物又は地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（は）に掲げるもの）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（は）に掲げるもの）

■要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条各号、表2-1（ウ））

以下の既存耐震不適格建築物であるもの。

- ① その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）
（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（は）に掲げるもの）
- ② 県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点となる建築物）
（表2-1（い）欄（4）の用途のうち（は）に掲げるもの）

【表 2-1】特定の建築物の一覧表

(い) 用 途	(ろ) 要 件 (耐震診断努力義務対象)	(は) 要 件 (耐震診断義務付け対象)
(1) 多数の者が利用する用途	階数2以上かつ 床面積 500 ㎡以上	階数2以上かつ 床面積 1,500 ㎡以上
	階数2以上かつ床面積 1,000 ㎡以上(屋内運動場を含む)	階数2以上かつ床面積 3,000 ㎡以上(屋内運動場を含む)
	階数2以上かつ 床面積 1,000 ㎡以上	階数2以上かつ 床面積 5,000 ㎡以上
	(ア) 特定既存耐震不適格建築物	(イ) 要緊急安全確認大規模建築物
		階数3以上かつ 床面積 5,000 ㎡以上
		階数3以上かつ 床面積 5,000 ㎡以上
	階数3以上かつ 床面積 1,000 ㎡以上	階数3以上かつ 床面積 5,000 ㎡以上
	階数1以上かつ 床面積 1,000 ㎡以上	階数1以上かつ 床面積 5,000 ㎡以上
(2)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表2-2】	(ウ) 要安全確認計画記載建築物
(3)避難路沿道建築物 (通行障害建築物)		
(4)防災拠点となる建築物		耐震改修等促進計画で指定する防災拠点である病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

【表 2-2】危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量一覧表（耐震改修促進法施行令第7条）

用途	政令第7条第2項	危険物の種類		数 量
危険物の貯蔵場又は処理場	第一号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
			銃用雷管	500 万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500 キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）		
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類		30トン
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類		20 立方メートル
	第五号	マッチ		300 マッチトン
	第六号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除く。）		2万立方メートル
	第七号	圧縮ガス		20 万立方メートル
	第八号	液化ガス		2,000トン
	第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		20トン
	第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）		200トン

■通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（避難路沿道建築物）

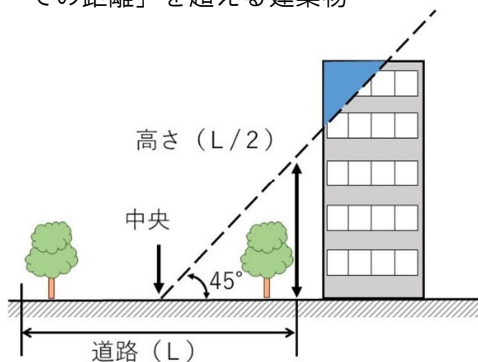
■通行障害建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

なお、対象となる道路は、地震時に通行を確保すべき道路として、第4章に記載。

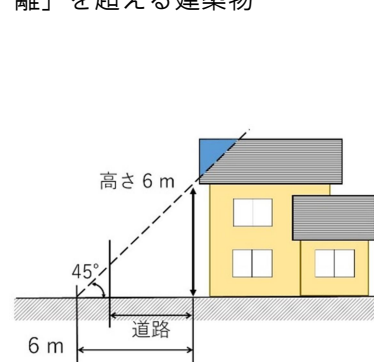
道路幅員 12m を超える場合

高さが「幅員の 1/2 + 道路境界線までの距離」を超える建築物



道路幅員 12m 以下の場合

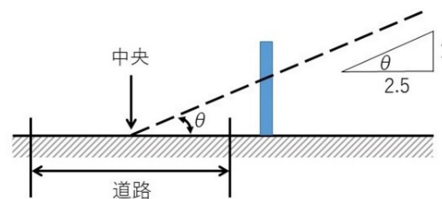
高さが「6m + 道路境界線までの距離」を超える建築物



【図 2-1】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物

組積造の塀（長さ 25m を超えるもの）

高さが「幅員の 1/2 + 道路境界線までの距離」の 1/2.5 を超える塀



【図 2-2】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物（組積造の塀）

2 想定される地震と被害の状況

(1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性

三重県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605年（慶長9年）の慶長地震、1707年（宝永4年）の宝永地震、1854年（安政元年）の安政東海地震、安政南海地震、1944年（昭和19年）の昭和東南海地震など、概ね100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586年（天正13年）の天正地震や1854年（安政元年）の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

なかでも、津波による被害について、先人たちは、津波到達地点を示す碑（鳥羽市浦村町、熊野市新鹿町地内等）や津波供養塔（南伊勢町贅浦、紀北町長島地内等）を建立することにより、被害の様相を伝え、教訓を決して忘れることのないよう、それぞれの地域において今に継承するなど、本県は、長年にわたり繰り返される、地震・津波による被災の歴史と真正面から向かい合ってきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（令和7年9月時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の今後30年以内の発生確率を60～90%程度以上としており、大規模地震発生の緊迫度が高い状況にあります。

(2) 想定される地震

三重県では、平成26年3月に、南海トラフを震源域とする巨大地震について複数レベルの発生パターンを想定し、被害予測等を取りまとめました。

そのうち、南海トラフを震源域とする巨大地震については、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

(3) 想定される建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して、予測結果が示されています。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、県全体で約70,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約23,000棟が全壊し、津波により約38,000棟が流出すると予測されています。

【表 2-3】過去最大クラスの南海トラフ地震における全壊・焼失棟数 (単位:棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)	(紀宝町)
揺れ	約 23, 000	約 2, 000	約 3, 900	約 60	約 12, 000	約 4, 800	約 800
液状化	約 5, 900	約 2, 500	約 1, 600	約 10	約 1, 500	約 300	約 20
津波	約 38, 000	約 8, 500	約 4, 800	—	約 16, 000	約 9, 100	約 10
急傾斜地等	約 700	約 20	約 80	約 10	約 400	約 200	約 20
火災	約 2, 100	約 20	約 70	約 10	約 1, 800	約 40	約 10
計	約 70, 000	約 13, 000	約 11, 000	約 90	約 32, 000	約 14, 000	約 900

3 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下「統計調査」という。）によると、三重県内の令和5年度の住宅総数（空き家等を除いた居住世帯のある住宅）は727,300戸であり、そのうち、耐震性のある住宅は648,100戸となります。これをもとに算出した「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は89.1%となります。

一方、耐震性のない住宅は79,200戸と推計され、平成15年統計調査時点の199,100戸から20年間で119,900戸減少しています。

町においては、令和5年度の住宅総数が4,410戸であり、そのうち、耐震性のある住宅は3,536戸。これをもとに算出した耐震化率は80.2%となり、耐震性のない住宅は874戸（19.8%）と推計されます。

【表 2-7】三重県における住宅耐震化の状況 (単位:戸)

三重県内の住宅戸数		H15 年度	H20 年度	H25 年度	H30 年度	R05 年度
住宅総数		629, 200	680, 900	699, 400	720, 000	727, 300
耐震性のある住宅戸数 (①+②)		430, 100	530, 020	568, 670	611, 590	648, 100
耐震化率		68. 4%	77. 8%	81. 3%	84. 9%	89. 1%
昭和56年以降建築①		369, 700	450, 200	493, 500	541, 400	565, 100
昭和55年以前建築の住宅総数		259, 500	230, 700	205, 900	178, 600	162, 200
耐震性あり	木造住宅 (※1)	31, 190	54, 110	53, 070	52, 070	57, 090
	木造以外の住宅 (※2)	29, 210	25, 710	22, 100	18, 120	25, 910
	計②	60, 400	79, 820	75, 170	70, 190	83, 000
耐震性なし	木造住宅 (※1)	190, 410	143, 290	124, 540	100, 530	71, 310
	木造以外の住宅 (※2)	8, 690	7, 590	6, 190	7, 880	7, 890
	計	199, 100	150, 880	130, 730	108, 410	79, 200

この表の値は統計調査の結果から県において推計しています。

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり令和5年度時点で128,400戸となります。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

【表 2-8】紀宝町における住宅耐震化の状況

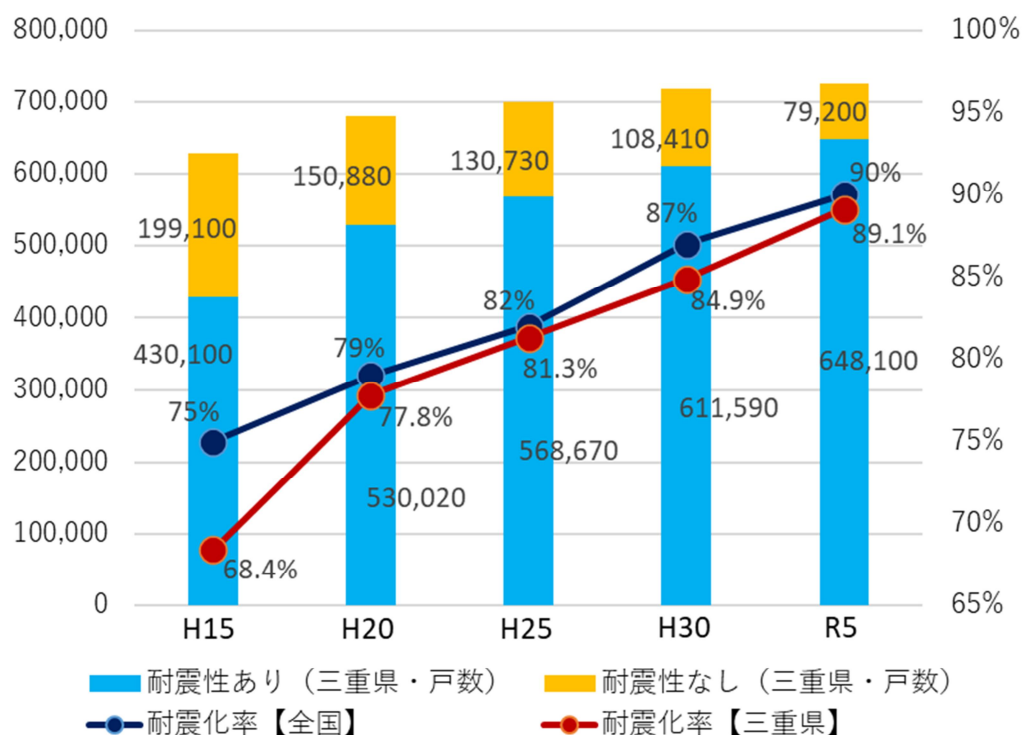
(単位：戸)

紀宝町における住宅戸数			H25 年度	H30 年度	R05 年度
住宅総数			4,960	4,690	4,410
耐震性のある住宅戸数 (①+②)			3,265	3,537	3,536
耐震化率			65.8%	75.4%	80.2%
昭和 56 年以降建築①			2,640	3,030	2,940
昭和 55 年以前建築の住宅総数			2,320	1,660	1,470
耐震性 あり	木造住宅 (※1)		538	451	494
	木造以外の住宅 (※2)		87	56	102
	計②		625	507	596
耐震性 なし	木造住宅 (※1)		1,667	1,126	838
	木造以外の住宅 (※2)		28	27	36
	計		1,695 (34.2%)	1,153 (24.6%)	874 (19.8%)

この表の値は、すべて町において推計し算出しています。

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり令和5年度時点で1,332戸となります。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。



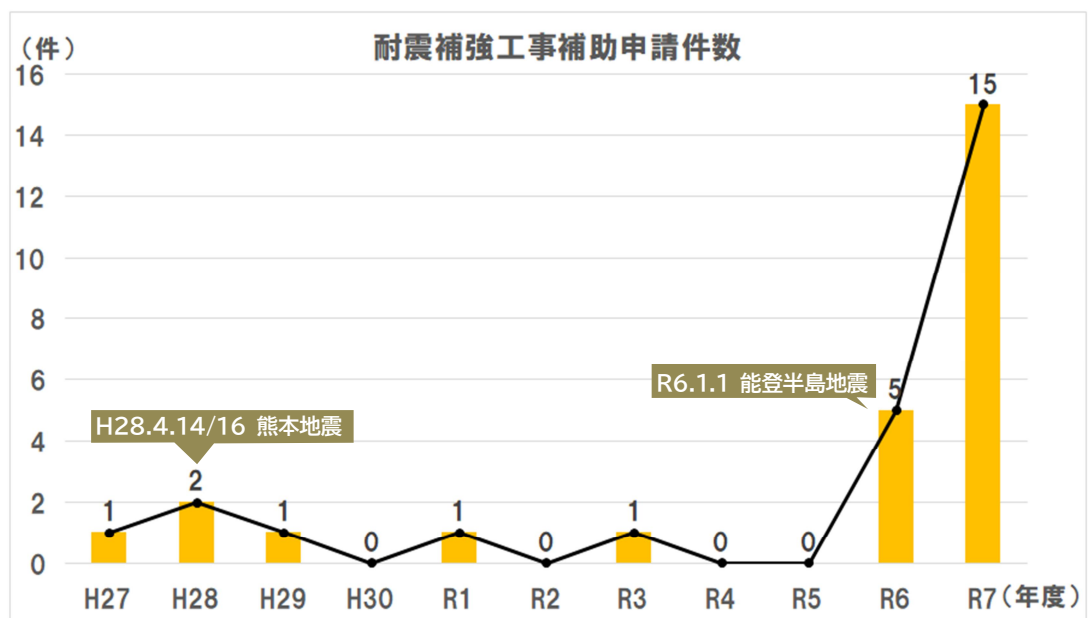
【図 2-3】三重県及び全国の耐震化率等の推移

（第二次計画の目標に対する実績）

三重県建築物耐震改修促進計画（第二次計画）で定めた令和7年度の目標である「住宅耐震化 89%以上」については、令和5年度の推計値で 89.1%と、2年前倒しで目標を達成しています。

同じく、令和7年度の参考指標である「旧耐震基準の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数 41%以下」については、令和5年度の推計値で 38.5%と、こちらも2年前倒しで指標に到達しています。

町においても、紀宝町建築物耐震改修促進計画（第二次計画）で定めた目標である「耐震補強実施 1 戸／年」については、5年間（令和3年～令和7年）で 21 件と目標を達成しています。

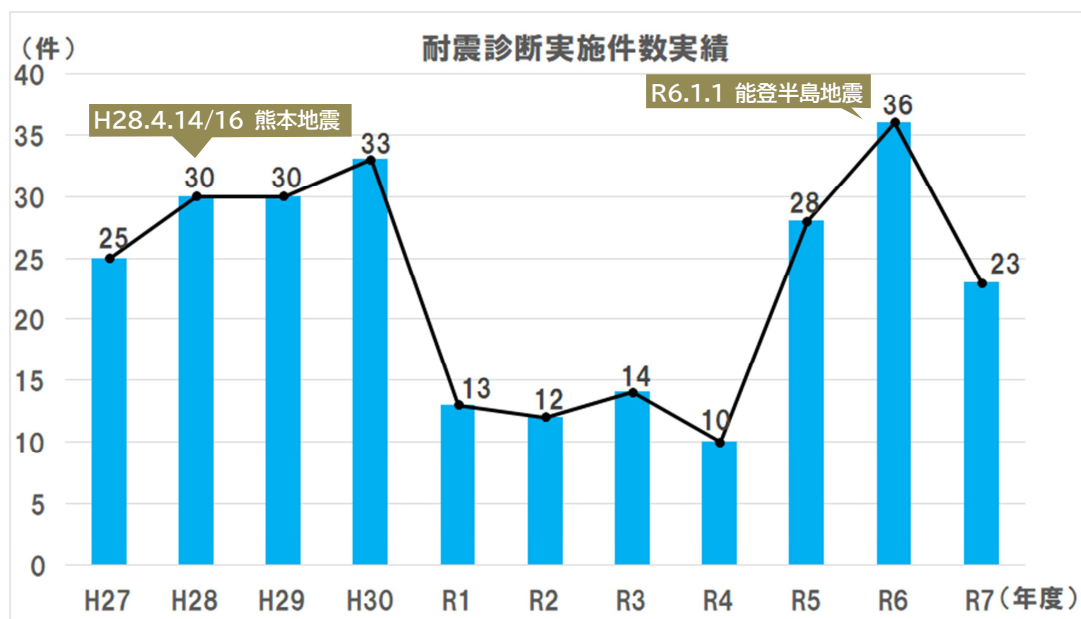


【図 2-4】紀宝町の耐震補強工事補助申請件数の推移

（耐震関係補助実績の推移）

町では、平成 15 年度以降、県と連携し、旧耐震基準で建設された木造住宅を対象に、耐震診断、補強設計、補強工事、リフォーム工事の補助制度を設け、耐震化を推進してきました。

耐震診断や補強工事の件数は国内で大規模な地震被害が発生した後に増加し、その後は時間の経過とともに減少するという傾向が続いています。令和6年1月の能登半島地震発生後の令和6年度補助件数は、耐震診断、補強工事のいずれも急増しています。



【図 2-5】紀宝町の耐震診断実施件数の推移

(耐震補強をめぐる現状と課題)

耐震補強の補助実績は、多くの住宅が被害を受ける大規模な地震の後に増加し、その後、時間の経過と共に減少する傾向が続いており、地震による危機意識が住宅耐震化の動機になっていると見られます。

また、高齢者のみの世帯の場合、将来の利用の見通しや資金面等から、耐震補強や建替えになかなか踏み込めない状況もうかがえます。

三重県が令和6年度まで毎年度実施していた防災に関する県民意識調査において、「耐震補強の決心がつかない、耐震補強をしない理由」に対する回答では、「補強工事に多額の費用がかかるから」が平成24年度以降一貫して最も多くを占めていることから、耐震補強工事に要する費用が、補強工事を躊躇する大きな要因になっていると見られます。

近い将来の発生が予想されている南海トラフ地震では、県内の広い地域で震度6強以上の強い揺れが想定されており、耐震性のない住宅では、圧死等の原因となる倒壊が危惧される状況にあります。

耐震性のない住宅に住み続けることが、命の危険にもつながることを理解し、意識することが重要であり、住宅の耐震性確保の重要性の啓発に継続的に取り組むと同時に、補強工事費用の低減が期待される低コスト工法や精密診断法による補強設計を普及させる取組も引き続き行っていく必要があります。

(2) 特定の建築物の耐震化の状況

① 多数の者が利用する建築物

町内の多数の者が利用する建築物は令和元年度末時点で33棟あり、その内、新耐震基準で建築された建築物が22棟、旧耐震基準で建築された建築物は11棟となっており、旧耐震基準で建築された建築物の割合は33.3%となっています

また、紀宝町における多数の者が利用する建築物の耐震化率(※)は、84.8%となっています。

【表 2-9】紀宝町における多数の者が利用する建築物の状況

(単位：棟)

	紀宝町における多数の者が利用する建築物 計			
		市町有建築物	民間建築物	県有建築物
建築物総数	34	17	16	1
耐震性のある建築物数(①+②) (耐震化率)	29 (84.8%)	17 (100.0%)	11 (68.8%)	1 (100%)
新耐震基準建築①	23	14	9	0
旧耐震基準建築 計	11	3	7	1
耐震性あり②	6	3	2	1
耐震性なし	5	0	5	0

② 不特定多数の者が利用する大規模建築物等

不特定多数の者が利用する大規模建築物等とは、要緊急安全確認大規模建築物のことであり、既存耐震不適格建築物のうち、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム、小中学校等の避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物(階数3階以上かつ床面積5,000㎡以上のもの)、一定以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等が該当します。

町内では、2棟が該当しており、いずれも「耐震性あり」となっています。

第3章 計画の方針

1 計画の基本方針

国が定めた耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」では、耐震性が不十分な住宅については令和17年までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期におおむね解消としています。

その基本的な方針及び第二次計画における目標を踏まえ、令和12年度までの住宅及び特定の建築物の耐震化率の目標を定めます。

これらの目標を達成することにより、建築物の倒壊等による被害を低減し、南海トラフを震源域とする大規模地震等への備えを進めます。

2 基本的な取組方針

（1）建物所有者の主体的な取組

建築物の耐震化の促進にあたっては、町民や事業者による自助、地域社会による共助、県や市町などの公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題として、主体的に取り組むことが不可欠です。そして、地震による住宅や建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命、身体及び財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねない問題であることを十分に認識して、耐震化に取り組む必要があります。

（2）町の支援

町は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、技術的な支援を行うものとします。

また町は、地震災害からの復旧にかかる費用を大幅に減らす効果が期待できる住宅の耐震化や防災・減災対策としての有効性が高い建築物の耐震化など、公費負担の必要性の観点から財政的支援を行うものとします。

（3）関係者との連携

県、町、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

また特に、旧耐震基準の建物所有者に対して耐震診断及び耐震改修について必要な情報提供や啓発を行います。

3 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

目標 1. 住宅の耐震化 目標：耐震化率 95%以上 (R5 年度推計値：89.1%)

目標値の算定式

$$\text{耐震化率} = \frac{(\text{S55 年以前の耐震性のある住宅数} + \text{S56 年以降の住宅数})}{(\text{居住世帯のある住宅総数})}$$

国においては、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)」の中で、住宅について令和 17 年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」の中で、住宅の耐震化率を令和 12 年までに 95%、令和 17 年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消とする目標を設定しています。

こうしたことを踏まえ、三重県における住宅の耐震化の目標は、引き続き「住宅の耐震化率」とし、計画期間の最終年度である令和 12 年度の目標値を「95%以上」とします。

【表 3-1】三重県における住宅耐震化率の目標

	R5 年度 統計調査に基づく推計値	R12 年度
耐震化率(目標値)	89.1%	95%以上

紀宝町においても耐震化の目標を設定すべきですが、耐震化率を算定するためには、三重県全体の住宅戸数から当町の住宅戸数推計し算定することから、当町では三重県の目標を住宅の耐震化の目標とし、普及啓発に取り組むとともに、町民一人ひとりの防災に関する意識を高めることにより、自発的な耐震化への取り組みを促し、住宅の耐震化率を少しでも国が掲げる目標に近づけられるよう取り組みます。

このことから、紀宝町においては、年 10 戸以上の耐震補強に取り組むことにより、県の目標の達成を目指します。

(2) 特定の建築物の耐震化の目標

① 民間建築物の耐震化の目標

三重県では、民間建築物の耐震化の目標を、多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要となる用途分類A及びBを対象とし、令和12年度末までに耐震性が不十分なものをおおむね解消としています。

町においては、分類A及びBについて、令和2年度末で耐震化率100%であることから、引き続き、建築物の適切な維持管理の徹底を促していきます。

【表3-2】多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類		建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設、医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物		小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂、公益施設（以上、公共）、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I以外の建築物（付属建築物等）		Iの附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物		小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂（以上、民間）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I以外の建築物（付属建築物等）		体育館
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等	共同住宅、寄宿舍・下宿
				上記以外	ホテル・旅館、事務所、駐車場等
		II	I以外の建築物（付属建築物等）		運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業用店舗、工場、自動車車庫

※

A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの

B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの

C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの

② 町が所有する公共建築物の耐震化の目標

町が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化について、令和2年度末時点で耐震化率100%となっているため、引き続き、建築物の適切な維持管理に努めていきます。

第4章 建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化の支援

町では、木造住宅の耐震化に係る耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事等に対して必要な支援を行います。

① 木造住宅の耐震化に対する支援

旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震化に係る耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事等に対して補助を行い、各家庭の状況に応じた施工方法等の提案を行います。

また、代理受領制度を引き続き活用し、耐震補強設計や耐震補強工事に係る費用のうち、補助金分を、町から設計や工事業者に直接支払うことで、申請者の負担軽減を行います。

(2) 住宅の耐震化の促進

町では三重県と連携し、住宅の耐震化の促進のため、町民の皆様に耐震診断・耐震改修等必要な情報の提供を行います。

① 耐震診断・耐震改修・リフォーム相談窓口の確保

県建築開発課・住宅政策課及び建設事務所と協力し、住宅・建築物の耐震化をはじめ、リフォームや建築全般についての相談窓口を設置し、相談を受け付けます。

特に、増改築やリフォーム工事にあわせて耐震改修を行うことは、単独で耐震改修を行う場合に比べて費用及び手間を軽減できるため、相談時に情報提供することにより、リフォームにあわせた耐震改修が行われるよう誘導していきます。

② 住宅戸別訪問の実施

耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、引き続き、老朽木造住宅が集積している地域において、未耐震診断住宅の所有者への重点的な戸別訪問を、県や関係団体と連携し実施していきます。

③ 町広報やインターネット等を活用した情報提供

広く町民のみなさんに情報を提供するため、町広報のほか、町ホームページにて、耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行っています。引き続き、紙媒体やインターネット等を活用し、町民のみなさんに広く情報提供を行っています。

また、三重県ホームページ「e-すまい三重」の中の「住まい安全安心21」において、住宅耐震化に関する情報提供を行います。



④ 耐震診断を行った住宅所有者等への啓発

耐震診断で、耐震性の不足が判明した木造住宅の所有者等に対して、地震から命を守る取組を促すため、耐震改修等補助制度のほか、耐震シェルターや家具固定、耐震改修促進税制等の情報を提供します。

⑤ 防災教育を通じた啓発

学校における防災教育の場を通じ、生徒や参観していただいた保護者等に、住宅耐震化の必要性の認識を深めていただくとともに、子どもから親や祖父母等に「防災の重要性」が伝えられることによる家庭での耐震化意識の共有促進に取り組みます。

⑥ 地元組織を通じた啓発

住宅・建築物の耐震化をはじめ、防災に対する取組が広がるためには、市民の皆様が自ら積極的に活動し、自らの命は自らが、自分たちの地域は自分たちが守るという意識を持つことが重要です。

そのため、各地区の自主防災組織等の訓練や集会の際には、住宅・建築物の耐震化や町の防災対策の取組を紹介しています。

引き続き、自主防災組織等と連携し取組を進めていきます。

⑥ 新耐震基準木造住宅の耐震性確保と維持管理の啓発

熊本地震や能登半島地震での建築学会の調査結果では、昭和56年6月から平成12年5月までの木造住宅（以下、「平成12年以前新耐震基準木造住宅」といいます。）についても、被害数は昭和56年5月以前に比べ少ないものの、一定数の被害が見られたことから、平成12年以前新耐震基準木造住宅についても耐震壁の配置等によっては耐震性が十分でないものもあること、また木造住宅は腐食等により耐震性が低下する場合があることを注意喚起し、住宅所有者が耐震性の確保と維持管理に主体的に取り組んでいただく必要があることを、広く啓発します。

（３）計画的な耐震化の推進

町では、計画的な耐震化の推進のため、町民のみなさんが安心して住宅の耐震化を考えていただけるよう、県と関係組織と連携を図り環境整備等に努めます。

2 建築物の耐震化

（１）建築物の耐震化の支援

町では、住宅の耐震化の向上を最優先に進めるとともに、建築物の耐震化についても、住宅の耐震化の進捗状況や社会情勢等を踏まえつつ、必要に応じ支援制度の検討を行っています。

（２）建築物の耐震化の促進

町では、県と連携し、建築物の耐震化の促進のため、耐震診断・耐震改修等に必要な情報提供等を行っています。

① 耐震化を促進する環境整備

耐震改修促進法では、耐震関係の基準に適合していない全ての建築物について、耐震化の努力義務を課しています。町では、県と連携し、関係する法改正の概要や建築物の耐震化に関する情報提供（三重県ホームページ等）、支援制度等、所有者等からの相談に対応します。

また、過去に発生した地震の被害から、耐震改修が有効である旨の情報提供等を行います。

② 町有建築物の耐震診断の結果及び耐震化状況の公表

町有建築物のうち、町の耐震改修促進計画において、耐震化の目標設定の対象となっている建築物の耐震診断結果及び耐震化の状況については、県と連携し公表を行っています。

（３）計画的な耐震化の推進

耐震改修促進法に設けられた各種認定制度は、建築物の耐震改修を促進するうえで有効であることから、これらの制度の活用を推進します。なお、この制度に関しては、戸建て住宅やマンションにおいても活用することができます。

① 耐震改修工事に係る容積率、建蔽率等の緩和（耐震改修促進法第17条）

耐震改修を行う際に、床面積が増加することなど建築基準法上の問題から、有効に活用の出来ない耐震改修工法がありますが、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて容積率、建蔽率、あるいは耐火建築物における防火規定の特例措置が認められます。これ

により、耐震改修における工法の選択肢を広げることができます。

② 建築物の地震に対する安全性の表示制度（耐震改修促進法第 22 条）

建物所有者は、所管行政庁から、建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができます。

③ 区分所有建築物の議決要件の緩和（3/4→1/2）（耐震改修促進法第 25 条）

耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第 17 条）に規定する共用部分の変更決議について、3/4 以上から集会出席者の 1/2 超（過半数）に緩和されます。

（４）多様な主体との連携

町は、県との連携はもとより、施設関連団体等に対し、耐震化に関する情報提供や普及啓発に取り組むとともに、施設関連団体等と連携し、建築物の迅速で効果的な耐震化を促進します。

3 まちの安全対策

（１）まちづくりにおける建築物の耐震化対策

① 地震時に通行を確保すべき道路の指定

地震によって建築物が倒壊することにより、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難が困難になることを防止するため、耐震診断義務化対象路線及び耐震診断指示対象路線を指定します。

また、三重県緊急輸送道路ネットワーク協議会を通じ、橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等を行う道路部局等とも連携し、緊急輸送道路の耐震化が一体的に推進できるよう努めます。

（耐震診断義務化対象路線の指定）

三重県では、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第二号に基づく耐震診断義務化対象路線として、三重県地域防災計画で定められた三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第 1 次緊急輸送道路を平成 27 年 12 月より指定しています。

この沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物という。以下同じ。）の所有者に、同法第 7 条第 1 項第二号に基づき令和 3 年 3 月 31 日までに、耐震診断を行いその結果を、所管行政庁へ報告することを義務付けており、その結果について公表しています。

なお、第二次計画において耐震診断義務化対象路線として追加で指定した第 1 次緊急

輸送道路の部分については、その後の第1次緊急輸送道路の見直しにより、耐震診断義務化路線の対象外となりました。加えて、通行障害既存耐震不適格建築物のうち組積造の塀（耐震改修促進法施行令第4条第二号に定めるもの）については、第1次緊急輸送道路には該当するものがないため、報告期限を定めていません。

（耐震診断指示対象路線の指定）

三重県では、耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、第2次緊急輸送道路を指定しています。

この路線における通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法第14条の規定に基づき、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

（その他の道路の沿道の耐震化）

地震時に建築物が倒壊し道路が閉塞すると、避難はもとより、その後の救助や消火活動等に支障が生じることから、通行障害既存耐震不適格建築物等の状況に応じて、第1次緊急輸送道路以外の第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路あるいはその他の道路を、町が定める耐震改修促進計画において、同法第6条第3項第一号又は第二号の規定に基づき耐震診断義務化路線に指定することとしています。

なお、市町の耐震改修促進計画において、新たに路線を指定する場合にあっては、県と十分な調整を行います。

【表 4-1】三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における、第1次緊急輸送道路（町内）

路線 番号	路 線 名	区 間		連絡路線（拠点名）	
		起 点 （市町字名）	終 点 （市町字名）	起 点	終 点
第 1 次 緊 急 輸 送 道 路					
一般国道（国土交通省管理）					
4 2	一般国道 4 2 号	松阪市小津町	紀宝町成川	一般国道 2 3 号	和歌山県境
4 2	一般国道 4 2 号（紀宝 B P）	紀宝町井田	紀宝町成川	一般国道 4 2 号	和歌山県境

② 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援

地震時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化対象路線に指定した道路の通行障害既存耐震不適格建築物に対し、耐震改修促進法第10条の規定に基づき、耐震診断の実施に必要な費用を負担します。

またその結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震補強設計、耐震改修の実施に必要な費用を負担します。

③ 密集市街地等における安全対策の促進

老朽木造住宅が密集している、いわゆる「密集市街地」では、大規模地震時に多くの住宅が倒壊するほか、倒壊により火災が発生するなど、大規模な被害を引き起こす可能性が高いと考えられています。

また、令和5年統計調査によると、県内の空き家は住宅総数の16.3%（約142,700戸）を占め、今後も増加するものと考えられますが、密集市街地では、空き家率も高く、その対策はまちの安全対策にとっても非常に重要と言えます。

そこで、町では、空き家除却にかかる補助制度を設けており、空き家対策と連携した取り組みも進めています。

④ がけ地に近接する等の危険住宅に対する移転支援

近年の自然災害によって、全国で多くの土砂災害が発生していることから、町内でも土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」の指定が行われています。

この「土砂災害特別警戒区域」や、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域」、同法第40条の規定に基づく建築が制限される区域は、地震時等に、がけの崩壊等のおそれが大きいため、これらの区域からの移転のために要する既存住宅の除却費及び移転先での住宅建築に係る借入金に対する利子補給の補助を受けることができる「がけ地近接等危険住宅移転事業」の活用を図ります。

（2）耐震化の促進のための普及啓発

① 災害予測図の作成と公表

三重県では、平成25年度三重県地震被害想定調査において、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震を震源とする地震を対象として作成した、地域別の「震度予想分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

また、津波に関し、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定し作成した「津波浸水予測図（平成23年度版）」と、国の中央防災会議が平成24年8月に公表した南海トラフ地震の津波断層モデルを用いて県が想定し作成した「津波浸水予測図（平成25年度版）」の2種類を作成し、目的別に公表しています。

これらを基に、地域の災害予測を把握し、県民あるいは地域社会それぞれが適切な地震・津波対策を講じることができるよう啓発に努めます。

② 三重県防災ガイドブックの活用

三重県では、南海トラフ地震や台風、集中豪雨による風水害など、様々な自然災害に備えていただくため、「三重県防災ガイドブック」を作成しています。

「知る」「備える」「行動する」をキーワードとして、県民のみなさんが地震・津波・風水害や自らの災害リスクを知ること、自分に合った備えを進め、災害発生時には適切な避難行動をとるために活用いただくことのできる内容としています。

家屋の耐震診断・耐震補強などの耐震対策に関するチェックポイントや行政支援なども掲載されていることから、町としても、積極的に活用し、普及啓発に取り組みます。

③ 避難路沿道建築物耐震化状況マップ^{※1}の周知

国土交通省において、避難路沿道建築物耐震化状況マップが作成され、国土地理院が提供する「重ねるハザードマップ^{※2}」に掲載されています。

この避難路沿道建築物耐震化状況マップを活用し、地震災害時の道路閉塞等のリスク情報について普及啓発に取り組みます。

※1 避難路沿道建築物耐震化状況マップ

要安全確認計画記載建築物で緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図

※2 重ねるハザードマップ <https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/maps/index.htm>

④ インターネットを活用した情報提供

町のホームページにおいて、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行っていきます。

また、イベントや各地の訓練、集会等において、パンフレット等を配布し、耐震診断・耐震改修についての情報提供を行っていきます。

4 その他建築物の地震に対する安全対策

① ブロック塀等における安全対策

平成30年の大阪府北部を震源とする地震で発生したブロック塀等の倒壊被害は、身近にあるブロック塀の危険性を改めて喚起したところです。

地震時における道路の閉塞や倒壊によるブロック塀等の被害を減らすことを目的とし、所有者等による安全点検の実施を促すため、国土交通省が作成した既存の塀の安全点検のためのチェックシートや所有者・施工者向けのチラシを活用し、ブロック塀等の安全確保に向けた普及啓発を行います。

なお、町では、道路に面する危険なブロック塀等を撤去する所有者等に対して、撤去・改修費用の一部を補助していますので、広報誌やホームページ等で情報提供を行います。

② 屋外広告板・窓ガラス・外壁等建築物からの落下物防止対策

建築物の屋外に取り付ける広告板や装飾物、建築物の窓ガラス、タイルやパネル等の外装材は、過去の地震被害でもあったように、少しでも落下すれば大きな人的被害の発生を伴います。そのような建築物から落下するおそれのあるものについて、地震に対する安全性を確保するため、必要な点検や改修などを行い、維持保全を適切に行うよう建物所有者等へ周知し、建築物からの落下物防止対策の普及啓発を行います。

③ 大規模空間建築物における天井材等の脱落防止対策

平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生しました。この

ことを踏まえ、天井材等の脱落対策に係る基準が建築基準法で定められていることから、既存建築物について定期報告制度により状況把握を行い、建物所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、普及啓発を行います。

④ エレベーターにおける耐震対策

大規模地震時において、エレベーターの機器やロープの脱落等により、運転が停止し、エレベーターの中に閉じ込められる事故が数多く発生しています。このことを受けて、エレベーターの耐震対策が強化され、平成 21 年以降に新設するエレベーターには、機器の脱落防止や転倒防止措置、さらには地震時にエレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。

既設エレベーターにはそれらの措置が義務付けられていないため、これらの安全対策を速やかに実施するよう、関係団体と協力し、耐震対策の普及啓発を行います。

⑤ 長周期地震動への対策

固有周期の長い超高層建築物等（高さが 60m を超える建築物及び地階を除く階数が 3 を超える免震建築物）が地震動の周期と共振した場合、比較的ゆっくりとした大きな揺れが長時間発生することが指摘されており、平成 23 年の東日本大震災においても、首都圏や震源から約 700km 離れた大阪湾岸の超高層建築物で大きな揺れが長時間にわたり観測され、その対策の必要性が再認識されたことから、国は平成 28 年に長周期地震動への対策を取りまとめて公表しました。

このなかで、国から示された対象区域別の設計用長周期地震動の大きさが、設計時に構造計算に用いた地震動を上回る既存の超高層建築物等については、安全性の水準についての再検証や必要に応じた補強等の措置を講ずることが望ましいとされていることから、建物所有者に対して、リーフレットの送付等により情報提供を行うとともに、必要な助言を行います。

⑥ 家具等の転倒防止の普及啓発

住宅・建築物の耐震性が十分であっても、住宅における家具やオフィス・病院等における器具・機材等の転倒により、負傷したり避難や救助活動の妨げになることが考えられます。そのため、だれでも直ぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止や固定の方法について、パンフレット等により町民のみなさんに普及啓発を行っていくとともに、災害時要援護者を対象に無料で家具固定を実施し、その他の町民には家具転倒防止器具の購入費用に対して補助を行っていきます。

参考資料

紀宝町が実施している補助事業等

(1) 木造住宅の耐震化の支援

■木造住宅耐震補強等事業の概要

(令和8年3月31日時点)

事業名	概 要	補助率等	主な要件
木造住宅耐震診断等事業	耐震診断支援事業に対して補助を行う。	無料	・階数が3以下の木造住宅 ・丸太組構法、平面的な混構造でないもの
木造住宅耐震補強設計補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。	最大18万円（精密診断法による補強設計の場合は最大34万円）	・耐震診断評点1.0未満の木造住宅
木造住宅耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。	最大157.5万円	・耐震診断評点0.7未満の木造住宅 ・市町が認める防災上必要な地区（例：密集した住宅地や指定された避難路沿い）
木造住宅耐震リフォーム補助事業	木造住宅耐震補強補助事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。	リフォーム工事費用の1/3の額（上限20万円）	・木造住宅耐震補強補助を受けて補強する木造住宅 ・県内の建設業者が施工するもの ・耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事 ・外構工事でないこと
耐震シェルター設置事業	地震による倒壊から生命を守るため、耐震シェルターの設置にかかる補助を行う。	工事金額の2/3（上限100万円）	・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 ・1部屋補強工事や耐震ベッドを設置する場合

(2) ブロック塀等における安全対策の支援

■ブロック塀等に係る撤去支援の概要

(令和8年3月31日時点)

事業名	概 要	補助率等	主な要件
ブロック塀等撤去費補助事業	ブロック塀等の撤去に対して補助を行う。	撤去費用の2/3の額(上限20万円)	・津波浸水予測地域内で避難路等に面するもの ・基礎を除く高さが60cmを超えるもの

(3) 家具等転倒防止対策の支援

■家具固定支援事業の概要

(令和8年3月31日時点)

事業名	概 要	補助率等	主な要件
家具転倒防止器具等購入補助事業	地震時における人的被害の軽減を図ることを目的に、住居内の家具転倒防止器具やガラス飛散防止フィルム等の購入にかかる費用の一部補助を行う。	器具等の購入に係る費用(上限5,000円)	町内に住所を有する世帯
災害時要支援者宅家具固定事業	災害時要支援者の住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震災害時の被害を軽減するため、転倒防止器具の取付を委託し実施する。	無料(3つまで)	・65歳以上の方のみの世帯 ・身体障がい者手帳の交付を受けている方

(4) 危険地域における住宅への支援

■がけ地近接等危険住宅移転事業の概要

(令和8年3月31日時点)

事業名	概 要	補助限度額
がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅(※1)の安全な場所への移転を促進するため、国と県・市町が移転者に危険住宅の除却等に要する経費及び新たに建設する住宅(購入も含みます)に要する経費に対し補助を行う。 【対象地域】 ・建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域(※2)(※3) ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」	除却等費 ・除却費 木造：3.3万円/㎡ 非木造：4.7万円/㎡ ・引越費用、その他 ：975千円/戸 建設助成費 ・通常 ：4,210千円/戸 ・特殊地域 ：7,318千円/戸

- ※1 「危険住宅」とは、建築基準法の規定に基づき、がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険が著しい区域として、地方公共団体が条例で指定した災害危険区域内及び建築を制限している区域内にある住宅、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づき知事が指定する土砂災害特別警戒区域内にある住宅。(条例制定等の前に建築された住宅に限る。)
- ※2 三重県において、「条例で指定した災害危険区域」は、紀宝町における「紀宝町災害危険区域に関する条例」によって指定された相野谷川流域の一部が該当。(ただし、条例が施行された平成11年5月以前に建築された住宅に限る。)
- ※3 「条例で指定した建築を制限している区域」は、三重県建築基準条例第6条の規定に基づく区域。(ただし、条例が施行された昭和46年12月以前に建築された住宅に限る。)

(5) 空き家対策の支援

■建物解体助成事業の概要

(令和8年3月31日時点)

事業名	概要	補助率等	主な要件
建物解体助成事業	町内の住環境の向上及び町民の安全、安心の確保並びに災害の未然防止を図るため、町内の空き家の解体撤去に係る費用の一部を予算の範囲内において交付金を交付する。 ※この事業において、空き家とは、現に居住していない個人専用住宅(付属する倉庫等を含む)をいう。	解体撤去に係る費用の2/3(上限50万円)	(1) 個人の所有物件であり、借地に建設されている場合は土地所有者の同意を得ていること。 (2) 公共補償費対象となっていない空き家とし、かつ、関連又は重複する補助等がないこと。 (3) アパート等事業の用に供したものでないこと。 (4) 交付金申請時におおむね5年以上居住していないこと。 (5) 老朽化のために空き家が腐朽又は破損し、若しくは建築材等を飛散させ、敷地周辺に及ぼす危険性が著しいと認められるもの。